

全ての佐賀県民が一人一人の人権を
共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例
(令和5年佐賀県条例第11号)

解釈・運用基準

佐賀県県民環境部 人権・同和対策課

2023年3月

目次

前文	1
第1条(目的)	1
第2条(県の責務)	2
第3条(市町の責務)	2
第4条(県民の責務)	3
第5条(事業者の責任)	3
第6条(基本方針)	4
第7条(人権侵害行為の禁止等)	4
第8条(相談体制)	5
第9条(助言、説示又はあっせん)	6
第10条(勧告)	8
第11条(意見の聴取)	9
第12条(勧告の状況の公表)	9
第13条(インターネット上の誹謗中傷等の防止)	10
第14条(佐賀県人権施策推進審議会)	12
第15条(会議)	12
第16条(佐賀県人権施策推進審議会の調整委員会)	13
補足	14

(前 文)

佐賀県は慈しみ合う県である。

佐賀の先人であり、日本赤十字社を創設した佐野常民は、「博愛これを仁と
いう。仁とは人を慈しむこと」の言葉を残している。人の痛みに敏感になり、
苦しみの中にいる人には手を差し伸べ、寄り添い、慈しみ合う精神は、時代を
超えて脈々と佐賀県民の心に受け継がれてきた。この精神はこれからも将来に
わたって大切に引き継いでいかなければならない。

私たちの社会は様々な年齢、国籍、性別の人、障害のある人ない人も、いろ
いろな人たちがいろいろな思いで共存している。

佐賀県では、県民みんながお互いを認め合い、支え合う佐賀らしいやさしさ
のカタチ「さがすたいる」を広める取組を進めている。

佐賀県は慈しみ合う県であるという土台の下で、「さがすたいる」の取組を
さらに進め、県民みんなが支え合いながら暮らせる社会を目指していく。

他方で、情報化等の進展に伴って、部落差別（同和問題）をはじめとする不
当な差別など人権に関する問題は複雑多様化している。特にインターネットの
普及によって、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷等が増加
し、それらの問題への対応が大きな課題となっている。

佐賀県においても、インターネットを利用した誹謗中傷や差別を助長する投
稿をはじめ、学校や職場でのいじめ、パートナーへの暴力や児童への虐待な
ど、「人権」に関わる問題が依然として発生している。どれも決して他人事で
はない。その解決のためには、県民一人一人が問題を自分のこととして考え、
自ら行動していくことが大切である。

私たちは、人として生きていくための何人も侵すことのできない権利である
「人権」を生まれながらに享有している。全ての県民が一人一人の人権を共に
認め合い、支え合う社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくこ
とを決意し、ここにこの条例を制定する。

趣 旨

前文は、この条例の制定の趣旨や背景を明らかにしています。

また、複雑多様化する人権に関する問題を解決するためには、県民一人一人
が、様々な人権問題を、当事者の立場に立って、自分事として考え、行動する
ことが大切である等の想いを前文に記載しています。

(目的)

第1条 この条例は、全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合
う社会づくり（以下「人権が尊重される社会づくり」という。）を進める
にあたっての県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、
その施策の基本となる事項等を定めることにより、部落差別（同和問題）
及び女性、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する問題の解消を図り、
もって人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

趣 旨

本条は、本条例の目的が、全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支
え合う社会づくり（以下「人権が尊重される社会づくり」という。）を進める
ための施策の基本となる事項を定め、あらゆる人権に関する問題の解消を図
り、もって人権が尊重される社会の実現に寄与することであることを定めたも
のです。

解釈及び運用

1 「県、市町、県民及び事業者の責務」に関する条文は次のとおりです。

- ・ 県の責務（第2条）
- ・ 市町の責務（第3条）
- ・ 県民の責務（第4条）
- ・ 事業者の責務（第5条）

2 「施策の基本となる事項等」に関する条文は次のとおりです。

- ・ 基本方針（第6条）
- ・ 人権侵害行為の禁止等（第7条）
- ・ 相談体制（第8条）
- ・ 助言、説示及びあっせん（第9条）
- ・ 勧告（第10条）
- ・ 意見の聴取（第11条）
- ・ 勧告の状況の公表（第12条）
- ・ インターネット上の誹謗中傷等の防止（第13条）
- ・ 佐賀県人権施策推進審議会、会議（第14条、第15条）
- ・ 佐賀県人権施策推進審議会の調整委員会（第16条）

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国、市町、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を実施するものとする。

趣 旨

本条は、県は、国、市町、関係機関等と連携協力を図りながら、行政のあらゆる分野において、人権教育及び啓発に関する施策をはじめとする、人権が尊重される社会づくりを進めるための人権施策を実施することを定めたものです。

解釈及び運用

県では、平成30年（2018年）3月に策定した「佐賀県人権教育・啓発基本方針（第二次改訂版）」等に基づき、性別、国籍、世代など様々な違いを超えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現を目指して、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

今後は、この条例の制定により、より一層人権施策の推進に取り組むとともに、実施に当たっては、国、市町、関係機関等と連携協力を図りながら取り組んでいきます。

(市町の責務)

第3条 市町は、第1条の目的を達成するため、県と連携協力し、行政のあらゆる分野において、人権施策の実施に努めるものとする。

趣 旨

本条は、市町は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県と連携協力を図りながら、人権が尊重される社会づくりを進めるための人権施策を実施するように努めることを定めたものです。

解釈及び運用

- 1 本条の「市町」とは、県内の各市町を指します。
- 2 市町において、県が実施する人権施策に連携協力することや、地域の実情に応じた人権施策を実施することに努めることを求めています。

県と市町が連携協力を図りながら、人権が尊重される社会づくりの実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

(県民の責務)

第4条 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

趣 旨

本条は、第1項では、県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりを進めるための大事な担い手であることを認識し、自ら人権意識の高揚に努めることや相互に人権を尊重しなければならないことを定めたものです。

また、第2項では、県が実施する人権施策に協力するよう努めることを定めたものです。

解釈及び運用

- 1 本条の「県民」とは、県内在住者に限らず、広く、県内在勤者を始め、県内在学者や県内で活動を行う者を含みます。
- 2 県民に求める具体的な取組としては、人権教育・啓発に関する様々な取組や学習する機会を通して人権に関する正しい知識や考え方を身につけるとともに、日々の生活においても、互いの人権を尊重し合う意識をもった言動を行うこと等を考えています。
- 3 人権が尊重される社会づくりを進めるためには、県民の協力によって、一層の推進が図られることから、県が実施する人権施策に協力するよう求めています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の人権意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

趣 旨

本条は、第1項では、事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりを進めるための大事な担い手であることを認識し、自ら人権意識の高揚に努めることや従業員やその他の関係者の人権を尊重しなければならないことを定めたものです。

また、第2項では、従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めることを定めたものです。

解釈及び運用

- 1 本条の「事業者」とは、営利、非営利を問わず、県内において事業を行う者をいい、その対象を企業だけに限るものではありません。
- 2 本条の「従業員その他の関係者」とは、従業員のほか、顧客、取引先、採用試験の応募者などを含みます。
- 3 事業者に求める具体的な取組としては、従業員の人権意識の高揚を図るための研修の実施などの人権教育・啓発に取り組むことや事業活動を行う場合は、人権を尊重する経営という視点に立って取り組むこと等を想定しています。
- 4 人権が尊重される社会づくりを進めるためには、事業者の協力によって、一層の推進が図られることから、県が実施する人権施策に協力するよう求めています。

(基本方針)

- 第6条 知事は、人権施策を実施するための基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第14条第1項の佐賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

趣 旨

本条は、県が、人権施策を実施するための基本方針を定めること、その策定・変更に当たっての手続を定め、基本方針を策定・変更したときは、これを遅滞なく、公表することを定めたものです。

解釈及び運用

- 1 県では、平成30年（2018年）3月に策定した「佐賀県人権教育・啓発基本方針（第二次改訂版）」等に基づき、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。
- 本条例の附則第3項では、経過措置として、条例施行時には、現行の「佐賀県人権教育・啓発基本方針」を、本条の規定に基づき策定された基本方針とみなすことを定めています。
- 2 県は、基本方針を策定（変更）しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する佐賀県人権施策推進審議会に対して、基本方針に関する意見を聴くこととします。
- 3 県は、基本方針を策定（変更）したときは、遅滞なく、これを公表します。

(人権侵害行為の禁止等)

- 第7条 何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。
- 2 県は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及をはじめとした教育及び啓発を積極的に行うものとする。
- 3 県は、人権侵害行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

趣 旨

本条は、人権教育・啓発の観点から具体的な訴求を行うため、社会における共通認識となる行動規範を明示するという趣旨から、不当な差別をはじめとする人権侵害行為の禁止について定めています。

また、県は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及をはじめとした人権教育・啓発を積極的に行うとともに、人権侵害行為を受けた者に対する相談対応や必要な支援を行うことを定めています。

解釈及び運用

- 1 第1項では、不当な差別的取扱いや不当な差別的言動といった不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷などの他人の権利利益を侵害する行為を「人権侵害行為」として禁止しています。
- 2 「不当な差別」とは、特定の属性（人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地、性的指向、性自認、障害、感染症等の疾病等）を理由として、正当な理由なく、経済的・社会的サービスの機会等の提供を拒否したり、提供に当たって場所・時間帯などを制限したり、当該属性を持たない者に対しては付さない条件を付けたりすることや、特定の属性を持つ者に対して、当該属性を理由として、著しく侮辱したり、地域社会から排除することを煽動する言動をすることなどが想定されます。
- 3 「人権侵害行為」とは、特定の者の人権を違法に侵害する行為をいいます。具体的には、私人間においては、民法、刑法その他の人権にかかわる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為のほか、公権力等による侵害行為がこれに当たります。また、インターネットを通じて行われるものも含まれることを明記しています。

(相談体制)

第8条 県は、人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者の人権に関する問題についての相談体制を整備し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び関係機関の紹介
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相談対応として必要な支援

趣 旨

本条は、県は、人権侵害行為を受けた者、その他家族その他関係者の人権に関する問題についての相談体制を整備することや相談があったときの対応について定めたものです。

解釈及び運用

- 1 相談は、県内在住者に限らず、広く、県内在勤者を始め、県内在学者や県内で活動を行う者などからの相談に応じます。
また、県外在住者からの相談であっても、その相談内容が県民等との合理的な関連が認められる場合には相談に応じます。
- 2 相談の対象は、人権侵害行為だけでなく、幅広く、人権に関する問題としています。
- 3 県民から人権に関する相談が寄せられた場合は、まずは、「人権啓発センターさが」において、相談者がどのような問題や悩みを抱えているのか、その解決に向けてどのような対応を望んでいるのかを聴き取ります。
その結果、県民が抱える問題の解決のために、それぞれの事案に応じた専門的な対応を行うことができる関係機関がある場合は、円滑な解決が図られるよう、当該機関を紹介します。

(関係機関の例)

いじめ	いじめホットライン等（県学校教育課）
DV	佐賀県DV総合対策センター 佐賀県総合福祉センター 婦人相談所
高齢者虐待	市町役場福祉担当窓口（地域包括支援センター等）

児童虐待	佐賀県総合福祉センター 児童相談所 子どもの人権110番（佐賀地方務局）
障害者虐待	佐賀県障害者権利擁護センター（県障害福祉課）
ストーカー被害	警察相談ダイヤル等（県警察）
企業内ハラスメント等	総合労働相談コーナー（佐賀労働局）

- 4 相談においては、相談者の話を丁寧に傾聴し、相談者との対話を通じて、相談者の要望、相談内容における課題や解決の方向性等を明確にするなど、当事者間における人権に関する問題を解決することを支援するものです。

(助言、説示及びあっせん)

第9条 知事は、人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者から、人権侵害行為に係る事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申出があった場合に、必要があると認めるときは、人権侵害行為をしたと認められる者及びその者を指導し、又は監督する者その他の関係者（以下「対象者」という。）に対して、当該人権侵害行為に係る事案を解決するための助言、説示又はあっせんを行うことができる。

2 知事は、当該人権侵害行為に係る事案の事実関係を確認するために必要な限度において、対象者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、対象者は、これに協力するよう努めるものとする。

3 知事は、第1項の助言、説示又はあっせんを行うに当たり、必要があると認めるときは、第14条第1項の佐賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、あっせんによっては人権侵害行為に係る事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

趣旨

本条は、第8条に規定する相談対応だけでは十分に解決されることが困難であって、人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者から申出があった場合に、必要があると認めるときは、人権侵害行為をしたと認められる者及びその者を指導し、又は監督する者その他関係者（以下「対象者」といいます。）に対して、当該人権侵害行為に係る事案を解決するための助言、説示又はあっせんを行うことができることやその場合の手続きについて定めたものです。

解釈及び運用

【第1項関係】

1 助言、説示及びあっせんの申出ができる者について

申出ができるのは、一定の当事者性を持つ者に限定することが必要と考え、「人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者」と定めています。「その他関係者」としては、人権侵害行為を受けた者から委任を受けた弁護士などの支援者、当事者が子どもである場合の教員等が想定されます。

なお、人権侵害行為を受けた者の家族やその他関係者が申出を行う場合は、原則としては、人権侵害行為を受けた者の意思に反して申出を行うこと

はできないと考えますが、例外的に認められる場合としては、人権侵害行為を受けた者に重度の知的障害がある場合など、その者による意思の表明が容易でない場合が想定されます。

2 助言、説示及びあっせんの申出の対象外となる事案について

申出の対象となる事案は、人権侵害行為が認められるものになりますが、次に該当する場合は、対象としないこととします。

① 専門的な対応を行うことができる機関が別に設けられている場合等

法律や他の条例により専門的な対応を行うことができる機関が別に設けられている場合等は、それぞれの相談機関において、より専門的見地から適切に対応されることが期待できることや法律や他の条例に基づく類似の仕組みとの重複を避けるという観点から、本条による措置の対象とはしません。

ア いじめ、虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）、障害を理由とする差別、犯罪等に関して別に設けられた相談機関等で対応を行うことができるもの又は当該相談機関等で既に対応が行われており、当該対応を継続することが適切と判断されるもの

イ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律112号）に基づくあっせんや紛争の解決の援助の申請等を行うことができるもの

ウ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律113号）に基づく調定や紛争の解決の援助の申請等を行うことができるもの

エ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申し立て又は苦情の申出を行うことができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること

上記のほか、公的機関で既に対応が行われており、当該対応を継続することが適切と判断されるもの又は当該機関において申出のあった人権侵害行為に係る事案に対する結論が出されたもの（以下に該当するもの）についても、本条による措置の対象とはしません。

- ・ 裁判所又は公的な仲裁機関又は調停機関において係争中のもの又は当該機関による判決等により確定した権利関係に関するもの
- ・ 現に犯罪の捜査の対象となっているもの
- ・ 法務省の人権侵犯事件として救済手続が開始されているもの又は当

該機関の調査処理手続により説示等の措置が講じられたもの

② 助言、説示及びあっせんを行うに当たって事実確認が困難である場合、
実際上それを行うことが困難である場合等

人権侵害行為を受けた日から長期間が経過したこと等により事実確認が困難である場合、対象者が所在不明の場合など、助言・説示・あっせんを行うことが実際上困難であることから対象としないこととします。具体的には以下の場合等を想定しています。

- 人権侵害行為を受けた日（継続する行為にあつては、その行為が終了した日）から長期間が経過したことにより事実確認が困難である場合
「長期間」とは、法務省における人権侵犯事件調査処理細則を参考として、「申出が、人権侵害行為を受けた日（継続する行為にあつては、その行為が終了した日）から1年を経過してされたとき」とします。
- 人権侵害行為をしたと認められる者及びその他の関係者が特定できない場合
- 人権侵害行為をしたと認められる者及びその他の関係者が所在不明である場合

3 助言、説示及びあっせんについて

助言・説示・あっせんは、条例の規定に基づく措置として対象者に対して行うものです。

なお、助言・説示・あっせんは、訴訟の準備段階として行うものではありません。

① 助言

「助言」とは、ある者に対し、ある行為をなすことについて必要な事項を進言することであり、人権侵害行為に係る問題点を指摘し、解決の方向を示すことなどが考えられます。

② 説示

「説示」とは、人権侵害行為をしたと認められる者に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示することです。「助言」がアドバイスとしての意味合いが強いものであるのに対して、「説示」は反省を促すという意味合いがあるという認識から、区別して規定しています。

③ あっせん

「あっせん」とは、当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、和解に導こうとするものであり、具体的には、双方に対する説明、意向の打診、解決に向けての方

針や解決案の提示等を行います。

4 必要があると認めるときについて

助言・説示・あっせんを行う必要があるかどうかは、個別の人権侵害行為に係る事案に応じて判断しますが、次に該当する場合は、「助言・説示・あっせん」の必要があるとは認められないことがあります。

- 申出のあった事案が明らかに人権侵害行為に係る事案に該当しない場合
- 申出の時点で、相談による対応が十分に尽くされていない場合
「相談による対応が十分に尽くされていない場合」に該当するかどうかは、個別事案ごとに判断していくこととなりますが、例えば、県の相談機関や専門機関を紹介されたにも関わらず、特段の事情なく当該機関への相談等を行っていないという場合には、該当する可能性があります。
- 当事者間の感情的対立が激しく、人権侵害行為をしたと認められる者その他関係者と接触ができない場合
- 申出のあった人権侵害行為に係る事案の事実確認を行おうとしても、事実確認の解明・判断が難しい場合
- 金銭の貸借、騒音、日照等に関するトラブルなど、単なる個人間における当事者の意見の相違・対立による紛争や言い争いの解決・仲裁等の対応を求める場合

5 助言、説示及びあっせんの対象となる者について

助言・説示・あっせんの対象となる者については、「人権侵害行為をしたと認められる者及びその者を指導し、又は監督する者その他関係者（以下「対象者」という。）」と定めています。

助言・説示・あっせんについては、人権侵害行為をしたと認められる者に対して行うことが基本と考えられますが、当事者が未成年である場合や指揮命令関係の下で人権侵害行為が行われる場合も考えられることから、保護者や上司などの関係者など、その他関係者に対して行うことが想定されます。

また、属地主義の考え方では、原則として、県民や県内の事業者などが対象となりますが、県民等との合理的な関連が認められる場合で、県民の人権等を守るため、その必要があると認められる場合には県外の者であっても対象とします。

【第2項関係】

1 事実関係の確認について

助言、説示又はあっせんを行うに当たっては、事実関係を確認する必要が

あるため、必要な限度において、対象者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めます。

例えば、申出のあった人権侵害行為についての聴き取り、データ等による客観的な資料の提出、人権侵害行為が目視できる場合の現地確認などが想定されます。

2 協力に関する努力義務について

対象者は、県から求められた説明や必要な資料の提出について、協力するように努力する義務を課しています。

県による事実関係の確認は、対象者の協力を求めた上で行うこととなり、当該求めに協力しなかったことをもって、罰則等を科すものではありません。

なお、法令に特段の定めがある場合、職務上の守秘義務に当たる場合、身体上の理由がある場合など、客観的に見て、協力することができない合理的な理由により協力できない場合も考えられます。

【第3項関係】

第三者機関（佐賀県人権施策推進審議会）について

助言・説示・あっせんを行うに当たっては、適否の判断を慎重に判断する必要があるため、人権に関する識見を有する者で構成される第三者機関（佐賀県人権施策推進審議会）の意見を聴く（諮問する）仕組みを設けています。

なお、県の関係機関による公権力等による人権侵害行為が行われた場合においても、必要があると認めるときは、当然ながら当該機関へ諮問を行います。

【第4項関係】

あっせんの打ち切りについて

あっせんについては、当事者双方の協力が必要な手続きであり、これによる解決の見込みがないときは、その手続きを継続することが困難となるため、あっせんの打ち切りについて定めています。

「人権侵害行為に係る事案の解決の見込みがないと認めるとき」に該当するかどうかは、個別事案ごとに判断していくこととなりますが、例えば、次の場合には、該当する可能性があります。

- ① 当事者があっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。
- ② 当事者があっせんの打ち切りを申し出たとき。
- ③ 当事者があっせん案を受け入れないとき。

（勧告）

第10条 知事は、前条第1項の助言、説示又はあっせんを行った場合において、対象者が、正当な理由なく当該助言、説示又はあっせんに従わないときは、対象者に対して必要な措置をとるよう勧告することができる。

趣 旨

本条は、助言・説示・あっせんを行った場合において、人権侵害行為をしたと認められる者その他関係者が、正当な理由なくそれに従わない場合に、勧告することができることを定めたものです。

助言・説示・あっせんは、当事者間での問題解決を援助するためのものです。そのため、助言・説示・あっせんに従うかどうかは、当事者の判断に委ねられていますが、正当な理由なく従わない場合には、助言・説示・あっせんに従うように勧告することで、県としての判断をより強く勧め、問題解決のための行動を促すものです。

解釈及び運用

1 勧告について

勧告は、法的拘束力があるものではなく、非権力的な行政指導に該当します。勧告に従わなかったことをもって、罰則等を科すものではありません。

2 勧告の手段について

勧告は、原則として、書面により行うこととします。

3 正当な理由について

「正当な理由」に該当するのは、客観的に見て、助言・説示・あっせんで求められた措置をとることが困難である合理的な理由が認められる場合となります。

例えば、身体上の理由により助言・説示・あっせんで求められた措置をとることが困難であると認められる場合などが想定されます。

(意見の聴取)

第11条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、勧告の対象となる者又はその代理人（以下この条において「勧告対象者等」という。）の出頭を求め、意見の聴取を行わなければならない。この場合において、知事は勧告対象者等に対して、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所、人権侵害行為に係る事案の内容並びに当該期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類等を提出することができることを示さなければならない。

2 勧告対象者等は、前項の出頭に代えて、知事に対し、同項の規定により示された期日までに陳述書、証拠書類等を提出することができる。

3 知事は、勧告対象者等が正当な理由なく第1項の出頭をせず、かつ、前項の規定による陳述書、証拠書類等の提出をしないときは、第1項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

趣旨

本条は、勧告を行う前の意見聴取の手続きについて定めたものです。これは、勧告は法的拘束力のない、非権力的な行政指導ですが、勧告の対象となる者に対し、県としての判断をより強く勧め、問題解決のための行動を促すことになるため、手続きの適正を担保するために定めたものです。

なお、勧告の対象者等の便宜を考慮し、出頭に代えて、陳述書、証拠書類等を提出することができる旨を定めています。

また、勧告の対象者等が正当な理由なく意見の聴取に応じない場合は、意見の聴取を行わないで勧告することができることも定めています。

解釈及び運用

「正当な理由」に該当するのは、客観的に見て、意見の聴取に応じることが困難である合理的な理由が認められる場合となります。

例えば、身体上の理由により意見の聴取に応じることが困難であると認められる場合などが想定されます。

(勧告の状況の公表)

第12条 知事は、第10条の規定による勧告を行った場合において、人権侵害行為の発生防止及び解消のため、当該事案の概要（対象者が特定される事項を除く。）を公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

趣旨

本条は、勧告を行った場合に、その概要を公表することについて定めたものです。

解釈及び運用

1 公表について

ここでの公表は、制裁的手段ではなく、どのような行為が人権侵害行為に当たるのか、また、それらに対してどのような解決策を与えることが望ましいのか等について、県民に対して情報提供を行うことによって、今後の人権侵害行為の発生防止や解消を図るために、その概要を公表するものです。

そのため、当事者の氏名や団体の名称、住所、その秘密に関することなど、対象者が特定される事項は除いて公表します。また、関係情報を結びつけることなどにより、当事者が特定されないことがないように、公表内容については慎重に検討を行います。

2 公表の手段について

公表の手段としては、県ホームページへの掲載等により行います。

3 概要について

公表する概要としては、①助言・説示・あっせんの申出内容 ②助言・説示・あっせんを行った経過 ③助言・説示・あっせんの内容 ④勧告を行った旨などを想定しています。

4 特別の事情について

二次被害の懸念等から申出を行った者が事案の公表を望まない場合など、公表することが適切でないと考えられる場合は、公表しないことができます。

(インターネット上の誹謗中傷等の防止)

第13条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。

- (1) インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号及び第3号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。
- (2) 県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。

趣 旨

本条は、インターネットを通じて行われる不当な差別などの人権侵害行為が深刻な課題であるという認識の下、第9条から第12条までの規定とは別に、インターネット上の誹謗中傷等の防止のための県の取組方針について定めたものです。

なお、「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利として、重要なものの一つとして考えられることから、本条に規定する取組に当たっては、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意することを定めています。

解釈及び運用

【第1号関係】

1 「インターネット上の誹謗中傷等」の定義について

「インターネット上の誹謗中傷等」とは、インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することとしています。

2 「人権侵害情報等」について

人権侵害情報等とは、特定の者の権利利益を侵害する情報である人権侵害情報だけでなく、特定の者の権利利益を侵害するものではないが、不特定多数の者に対する人権侵害行為を助長・誘発する情報をいいます。

人権侵害情報とは、プライバシーの侵害、名誉棄損等の民事上の不法行為等の要件として権利侵害に該当する情報などが考えられます。

人権侵害行為を助長・誘発する情報とは、具体的には、人権侵害行為を助長・誘発する目的で不特定多数の者が共通する属性（人種、国籍、信条、被差別部落出身であること、性自認、性的指向等）を有することを容易に識別することを可能とする情報などが想定されます。

3 教育及び啓発に関する取組について

インターネット上の誹謗中傷等の防止のため、関係機関と連携して必要な人権教育・啓発に関する施策を講じていきます。

【第2号関係】

近年、インターネット上の誹謗中傷等が大きな課題となる中で、インターネット上の誹謗中傷等を防止するための県の取組として、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対する当該情報の削除要請をはじめとした、必要な措置を講ずることとしています。

県では、プロバイダ等における削除の判断に資するよう、プロバイダ等に対して削除要請することが必要と認められる理由（違法性）をしっかりと示し、人権侵害情報等に関する問題の解消に努めていきます。

なお、県からの削除要請は、強制力を伴わない任意の措置に留まることから、削除されない場合があります。

1 削除要請の対象となるインターネット上の誹謗中傷等について

県民、県内の地域など、県民と合理的な関連が認められるインターネット上の誹謗中傷等が対象となります。

県民に対してインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合だけでなく、県民がインターネット上の誹謗中傷等を行った場合も対象となります。

2 人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者について

人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律137号）（以下「プロバイダ責任制限法」という。）に

定義されている「特定電気通信役務提供者」が該当します。(以下「プロバイダ等」といいます。)

具体的には、情報交換が可能なウェブサイト(第3者が自由に投稿することのできるホームページや電子掲示板など)の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が該当しますが、県が削除要請を行う場合、人権侵害情報等への管理可能性が高いプロバイダ等であるウェブページ開設者や電子掲示板管理者に対して、まず対応を求めることが想定されます。

また、地理的領域に拘束されないインターネットの特性を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷等の防止のため、県外のプロバイダ等であっても対象となることが想定されます。

3 人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置について

必要な措置としては、具体的には、プロバイダ等に対する削除要請を行うことを想定しています。

自己の権利を侵害された者が削除要請を行っても、なお、人権侵害情報等が削除されない場合や自己の権利を侵害された者が特定されないような人権侵害行為を助長・誘発する情報が公然と摘示された場合など、県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められる場合には、県からプロバイダ等に対する削除要請を行います。

また、人権侵害情報等の投稿者が特定される場合は、県から当該投稿者に対する削除要請を行うことも想定されます。

なお、県からプロバイダ等や投稿者に対する削除要請を行う場合には、国で策定されている「インターネット上の人権侵害情報による人権侵害事件に関する処理要領(平成16年10月22日 法務省人権擁護局調査救済課長通知)」や「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(平成30年12月27日 法務省人権擁護局調査救済課長通知)」等を踏まえ、必要に応じて県の顧問弁護士に相談しながら、削除要請の適否を慎重に判断します。

このほか、法務局(法務省の人権擁護機関)や全国人権同和行政促進協議会等、関係機関と連携して、通報や削除に向けた取組などを行っていきます。

4 削除を要請することが必要と認められるときについて

県では、ネットモニタリングや通報等により、県民や県内の地域を対象とした不当な差別的言動や、差別を助長又は誘発する目的で発信された情報を覚知した場合に、その違法性を審査し、必要と認められる場合に削除要請を

行うこととします。

また、県民等から、個人的な名誉毀損やプライバシーの侵害等を理由とする人権侵害情報についての相談を受けた場合には、以下のことを踏まえ、まずは自己の権利を侵害された者自身による削除要請を支援するため、相談者に対し、削除要請の方法の助言や専門的な相談窓口の紹介を行います。

(自己の権利を侵害された者自身による削除要請が必要な理由)

- ・ 削除要請にあたっては、掲載されている情報によって侵害された具体的な権利(名誉棄損やプライバシーの侵害)や権利が侵害されたとする理由(投稿された内容、投稿の経緯や投稿数、相談者に与えた影響)をプロバイダ等に対して明確に示す必要があること
- ・ 削除要請について、プロバイダ等の実務上の指針として取りまとめられているガイドラインにおいても、削除要請の申出者は、権利を侵害された者又はその代理人からの申し出を基本的に考えられていること
- ・ プロバイダ責任制限法において、自己の権利を侵害された者はプロバイダが保有する発信者の情報の開示を請求できる権利が規定されていること

なお、個人的な名誉毀損やプライバシーの侵害等を理由とする人権侵害情報であっても、その人権侵害の程度が著しく深刻な事案や社会的影響の大きい事案については、県が相談者と一緒に削除要請を行うなど、柔軟に対応することとします。

(佐賀県人権施策推進審議会)

- 第14条 知事の諮問に応じ、人権施策の推進に関する重要事項について調査審議させるため、佐賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、委員22人以内で組織する。
 - 3 委員は、人権に関する識見を有する者のうちから、知事が任命する。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

趣 旨

本条は、地方自治法（昭和22年法律67号）第138条の4第3項の規定に基づく知事の附属機関である「佐賀県人権施策推進審議会」を設置すること及びその組織や運営について定めたものです。

解釈及び運用

【第1項関係】

佐賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の役割は、知事の諮問に応じ、人権施策の推進に関する重要事項について調査審議することであり、具体的には第6条の基本方針を策定・変更を行う場合は、審議会の意見を聴かなければなりません。

【第2項、第3項、第4項、第5項関係】

審議会の委員数の上限を22人以内と定め、審議会の委員は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命し、委員の任期は2年（補欠の委員の任期は前任者の在任期間）、また、再任されることができると定めています。

なお、「人権に関する識見を有する者」とは、学術機関の研究者、弁護士等をいいます。

【第6項、第7項、第8項】

審議会の運営について、審議会の会長（以下、「会長」という。）の選任方法や職務、会長に事故があるときにおける、その職務を代理する者について定めています。

(会議)

- 第15条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

趣 旨

本条は、審議会の会議の運営について定めています。

解釈及び運用

【第1項関係】

審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となります。

【第2項関係】

審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

【第3項関係】

審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否が同数であった場合には、議長が決することになります。

(佐賀県人権施策推進審議会の調整委員会)

- 第16条 第9条第3項の規定による諮問に応じて人権侵害行為に係る事案について調査審議を行わせるため、審議会に調整委員会を設置する。
- 2 調整委員会は、調整委員5人以内で組織する。
 - 3 調整委員は、審議会の委員で、人権侵害行為に関する事項について専門的な知識経験を有するものの中から、会長が指名する。
 - 4 調整委員会に調整委員長を置き、調整委員会に属する委員の互選によってこれを定める。
 - 5 前条の規定は、調整委員会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「調整委員会」と、「会長」とあるのは「調整委員長」と、「委員」とあるのは「調整委員」と読み替えるものとする。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、調整委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
 - 7 調整委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

趣 旨

本条は、第9条第3項の助言・説示・あっせんを行う場合に、知事の諮問に応じて人権侵害行為に係る事案について調査審議を行わせるため、審議会の中に「調整委員会」を設置すること及びその組織や運営について定めたものです。

解釈及び運用

【第1項関係】

調整委員会の役割は、知事の諮問に応じ、人権侵害行為に係る事案について調査審議することです。

【第2項、第3項関係】

調整委員会の委員数の上限を5人以内と定め、調整委員会の委員は、審議会の委員で、人権侵害行為に関する事項について専門的な知識経験を有する者の中から会長が指名します。

なお、「人権侵害行為に関する事項について専門的な知識経験を有する者」とは、個別の人権侵害行為に係る事案に応じて判断されることとなり、審議会の委員の中から、当該事案について専門的な知識経験を有する者を会

長が指名します。

【第4項、第5項関係】

第4項で調整委員長の選任方法を定め、その会議の運営については、第5項で審議会の会議の運営に関する規定を準用することを定めています。

【第6項関係】

調整委員会の決議をもって、審議会の決議とすることができることを定めています。

【第7項関係】

調整委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないことを定めています。また、その職を退いた後も同様とすることも定めています。

(補足)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

趣 旨

本条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとしております。

当該条例の施行に関しての具体的な運用基準等は、知事が別に定めることとしており、この基準のほか、必要に応じて処理要領などを定めることを想定しています。